

平成24年3月28日
株式会社 山梨中央銀行

「普通預金規定」等の暴力団排除条項の改定について

株式会社山梨中央銀行（頭取 進藤 中）では、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）等を踏まえ、暴力団等の反社会的勢力との関係遮断に向けた取組みの一環として、平成22年4月から預金・当座勘定・貸金庫等の各規定に、暴力団排除条項を導入しております。

このような中、東日本大震災の復旧・復興事業の本格化に伴い、暴力団介入事案の発生が懸念されていることから、当行では、警察庁および金融庁からの要請を受け、暴力団排除条項を実態に即してより明確化するため、「普通預金規定」等を下記のとおり改定いたします。

当行では、今後も反社会的勢力との関係遮断のための取組みを積極的に推進してまいりますので、お客さまにおかれましては、この取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申しあげます。

記

1. 改定する規定

- (1) 普通預金規定
- (2) 総合口座取引規定
- (3) 賢蓄預金規定
- (4) 定期預金規定集
- (5) 積立定期預金規定
- (6) 財産形成預金取引規定
- (7) 譲渡性預金規定
- (8) 通知預金規定（通帳式、証書式）
- (9) 納税準備預金規定
- (10) 投資信託受益権振替決済口座管理規定
- (11) 保護預り規定兼振替決済口座管理規定（公共債）
- (12) 外貨普通預金規定
- (13) 外貨定期預金規定

2. 改定内容

- (1) 反社会的勢力の属性要件の明確化

反社会的勢力の属性の一層の明確化を図るため、次の要件を追加いたします。

暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者

暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をも
つてするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認め
られる関係を有すること
役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係
を有すること

(2) 免責・損害賠償規定の追加

次の免責・損害賠償規定を追加いたします。

暴力団排除条項の適用により当該取引先に損害が生じても当行は責任を負わないこと

暴力団排除条項の適用により当行に損害が生じた時は当該取引先は損害賠償責任を負う
こと

3 . 改定日

平成 24 年 4 月 1 日

なお、既にお取引いただいているお客さまにつきましても、改定後の規定を適用させていただ
きますのでご了承ください。改定後の規定を希望される場合は、4 月 2 日以降窓口へお申し付け
ください。

4 . その他

当座勘定規定、貸金庫規定、保護預り規定（セーフティバッグ、封緘）、銀行取引約定書をはじ
めとした融資関係の契約書等につきましては、平成 24 年 3 月 1 日から順次改定しております。

以上